

行政検査で判明した幸田町の地下水汚染について（続報）

1 調査結果の概要

県は砒素による地下水汚染の範囲を確認するため、地下水環境基準を超過した井戸及び周辺に存在する井戸2本の計3本の水質を調査しました。その結果、地下水環境基準(0.01mg/L以下)に適合しており、地下水汚染の拡大は認められませんでした。

また、当該処分場及び地下水環境基準を超過した井戸から半径約500mの範囲内の事業場において、砒素の取扱いが確認されなかったこと等から、汚染原因の特定には至りませんでした。

周辺井戸の水質調査結果（砒素）

調査地点	調査結果 (mg/L)	用途	採水日
幸田町大字六栗 (発端井戸)	0.007	その他	2020年11月16日
幸田町大字芦谷	<0.005	生活用水	2020年11月16日
幸田町大字六栗	<0.005	生活用水	2020年11月16日

2 周辺の井戸所有者に対する情報提供

県は、周辺の井戸所有者へ汚染の状況や地下水の利用上の注意等の情報提供を実施しました。

3 今後の対応

県は、地下水汚染の継続的な監視をするために、モニタリング調査を実施していきます。

参考

○ 行政検査について

県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づき、一般廃棄物処理施設に対して、立入検査等を実施し、適正な維持管理の指導を行うとともに、焼却炉の排ガス及び燃えがら・ばいじんや最終処分場の浸出水及び周縁の地下水等について検査を実施し維持管理の状況を確認しています。

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ 砒素

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重 1 kg あたり砒素として 1.5～500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）